

# 公民チャレンジ提案（府民サービス向上コンペ）

## 京都府

人口：2,636,124 人

面積：4,612.71 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

府立体育館の業務（体育館の管理運営及びスポーツ振興事業）について、民間から府民サービスの向上等についての提案を募集し、「公」の改善提案も含め、公民の提案の中から最も効果的・効率的な運営手法を提案した者に館の運営を担わせる公民チャレンジ提案制度を実施

### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

- ・ 直営の公の施設について、指定管理者制度を利用して民間に管理を委ねる場合に、現在より効果的・効率的な管理ができるか、必ずしも確定的でなく、指定管理者制度の導入を具体的に検討できる手法として導入。
- ・ 府立体育館においても、ノウハウの蓄積を生かし、改善したいとの意欲があったこと。

#### 2 取組の具体的内容

- ・ 民間から、指定管理者制度による管理を前提にした府民サービス向上等を図るための提案を募集し、公である「府立体育館」からも改善を図った提案を提出した上で、公民の提案について、外部有識者で構成する第三者の委員会で評価し、最も優秀な提案をした者に府立体育館の事業を委ねることとした。

- ・ 事業費（委員報酬 5 名×3 回分）

<スケジュール>

- ・ 募集要項の配布

平成 19 年 10 月 15 日（月）から 11 月 22 日（木）まで

- ・ 現地説明会

平成 19 年 10 月 22 日（月）

- ・ 応募書類の受付（公である「府立体育館」からの提案受付も同期間）

< 審査基準 >

選定基準	審査項目	配点
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の妥当性 (府方針との適合性)</li> <li>関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保</li> </ul>	確保できない場合は失格
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)</li> <li>物的能力(経営基盤の安定性)</li> <li>業務遂行力(業務実績、団体の信用性)</li> <li>安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)</li> <li>地域との連携、競技団体及び他の体育施設等との情報交換、調整機能</li> </ul>	25
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対するサービスの向上</li> <li>利用促進、利用者増への取組</li> <li>適切な利用料金設定</li> </ul>	20
④スポーツ振興事業の効果的な実施 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の効用を最大限発揮するためのスポーツ振興事業(自主事業含む。)等の提案</li> <li>健康体力づくりやスポーツ活動に関する相談アドバイス等の提案</li> <li>館登録スポーツクラブの育成及びこれを活用したスポーツ振興の提案等</li> </ul>	30
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費削減の効果</li> <li>当該施設の管理運営に係る府の経費</li> <li>※指定期間における指定管理料提案額を比較</li> <li>《計算式》【申請者の点数】</li> <li>= 30点 × (応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格) / (申請者の提案価格)</li> </ul>	25
<b>合計点数</b>		<b>100</b>

- 府立体育館・公民チャレンジ提案審査委員会の審査(提案者のプレゼン含む。)  
平成19年10月12日(金)  
平成19年11月28日(水)  
平成19年12月19日(水)

### 3 取組の効果

- 公民の提案を審査した結果、公である「府立体育館」の提案が民間の提案より高評価を得たことから、提案に基づき、府民サービス向上策等を講じて、引き続き直営で運営することとなった。
- 公である「府立体育館」からは、開館日の27日間の拡大やスポーツ振興事業の充実・強化等利用者サービスの向上、空きスペースの有効活用が提案されるととも

に、応募団体の中で最も安価な管理料（年間約 85 百万円の削減。2 番目に安価な団体に比べて 3 年間で約 45 百万円の減）による効率的な運営が提案された。

＜提案の具体的内容は、別紙のとおり＞

- ・ 公である府の提案については、人事異動等を考慮して、府立体育館に直接勤務する職員の各職務の級の平均給与を基に積算し、これに退職給付費用や間接部門（本庁の担当部局等職員）の人件費等（平成 19 年度試算で 23,165 千円）を加算している。

#### **4 取組中の課題・問題点**

- ・ 「公」からの提案があるため、民間からの提案等についての情報が「公」の提案作成部署に伝わらないように情報遮断措置に留意して進める必要があった。  
（制度全体の運営・提案の窓口：行革担当課、提案を審査する委員会の運営：事業担当部の主管課、「公」の提案の作成：事業所管課）

#### **5 住民（職員）の反応・評価**

- ・ 「開館日を増やす場合には、人員増が必要」という従来の発想から脱却し、「開館日は増やすが、人員体制を合理化し、より効率的な体制で運営する」という発想の提案が現場である「府立体育館」から出されてきた。
- ・ 大幅な改善を図った提案が「公」から提出されたことから、「なぜ今までからできなかったのか」との声が聞かれた。
- ・ 府民サービス向上策や経費削減の提案がなされたことから、「他の事業でも、効果が期待できる」との声が聞かれた。

#### **6 今後の課題**

- ・ 次の対象事業の選定に当たり、公民でサービス向上を競い合うことにより、より効果的・効率的な実施が期待できる事業等をどのように選定していくかが課題。

#### **7 今後取り組む自治体に向けた助言**

- ・ 事業担当部局が上からの押し付けでなく、自らの業務を再点検し、改善策を作成することから、職員の意識改革の面でも大きな効果が期待できる。

**（参考）当該取組内容の関連ホームページ**

<http://www.pref.kyoto.jp/keisen/teian.html>

**担当部署：行政経営改革推進課**